

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
安芸市	安芸町・西浜・東浜・黒鳥地区	令和4年2月22日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	86ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	51ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	13ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	0.24ha

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

施設園芸を中心とした地域で、農業者の高齢化が進み、後継者の確保が課題となっている。 形状の良い農地が比較的多いが、営農地近辺で耕作放棄地が発生しており解消がもためられる。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

当該地区の農地利用は、中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
高齢農家や兼業農家の所有する農地を中心に中心経営体等の担い手農家に集積を進める。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、252aとなっている。

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地中間管理機構の活用を検討していく。

作物生産に関する取組方針

施設園芸は、天敵やIPM技術導入など環境保全型農業への取り組みが進んでおり、ハウスの自動管理化等により作業の効率化を図るとともに、環境制御技術の導入等を進め、収益性の高い農業経営を目指す。

新規就農者への支援

新規就農者については、就農に必要な農地の集積や農業技術の習得への支援を地域ぐるみで進める。中心経営体とそれ以外の農家との連携した取り組みを進めていく。